

日本の士業事務所・資産家を元気づける情報マガジン

元気だね通信

発行・編集/レガシマネジメントグループ



読者アンケート実施中

新連載充実の5月号
感想・要望はこちらから!

Vol. 266

May. 2026

RENEWAL

Special interview

事業承継の現場から

株式会社にんべん 13代当主 代表取締役社長 高津 伊兵衛 氏

6 **新連載** 税務なんでも教室
入門 個人の国際税務①

New Release

8 消費税インボイス 令和8年度税制改正と
今こそ聞きたい基本の要諦

9 組織再編・応用編
非適格・現物分配と株式交換・移転 全2巻

10 5月の新商品ラインナップ

11 **新連載** 税理士が知っておいてほしい法務道場
会社法務の落とし穴① 株主名簿の重要性

12 ユイゴン書くと元気だね

13 The Professional Interview

14 **新連載** 税務調査研究会 今月の1問

15 ニュース&カレンダー



事業承継の現場から

株式会社にんべん
13代当主 代表取締役社長
高津 伊兵衛 氏

江戸時代から327年続く、老舗の鰹節専門店「にんべん」。
同社の事業承継は、税理士とチームを組み、連携しながら綿密な計画のもとで行われました。
13代当主の高津伊兵衛氏に、事業承継にまつわる経験や次世代への思いを伺いました。

創業310周年で社長に 先代の思いから始まった承継計画

先代である父は、事業承継で苦労したそうです。若いときに先々代が他界したため、十分な準備ができなかったんです。私には同じ苦労をさせたくなかったようで、父から私への承継は長い年月をかけ、周到な対策をしてきました。

株式については、私が大学生の頃から少しずつ贈与を始めていました。学生の身でありながら会社の株主総会にも出席し、大学卒業後に他社で働いている間も欠かさず出席していました。

私が社長に就任したのは2009年ですが、その10年前、創業300周年という節目の式典で、先代から「10年後に社長を譲る」と発表されました。そこから取締役の総務部長を経て副社長を6年ほど務め、創業310年のタイミングで社長に就任し、現在に至ります。この10年間という準備期間があったからこそ、組織や制度の刷新、ブランドの見せ方の変革などを、一つひとつ着実に進めることができたのだと感じています。

しかし、これほど準備を重ねていても、最後は予期せぬ事態が起こるもので、先代が突然亡くなったのです。前日まで会社にも出社していたくらい元気だったので、移しきれていない株式が一部残っていました。当時の株価評価は高かったのですが、相続



高津 伊兵衛
(たかつ いへえ)

株式会社にんべん13代当主 代表取締役社長。1970年東京生まれ。江戸時代より続く鰹節を商う家の長男として生まれる。1993年、青山学院大学を卒業後、(株)高島屋に入社、横浜店勤務。1996年、株式会社にんべん入社、2009年、同社代表取締役社長に就任、現在に至る。2010年、だしコミュニティとして「日本橋だし場」をオープン。2014年、だしの新たな可能性を楽しめるレストランをオープン。鰹節やだしの可能性と新しい使い方を提案する事業展開を図る。2007年から日本橋室町二丁目町会会長を11年務め、現在は副会長。2020年2月、13代 高津伊兵衛を襲名。一般社団法人 日本鰹節協会 会長理事。一般社団法人 全国削節工業協会 副会長。NPO法人 日本料理アカデミー正会員。

の負担という点では、最後の最後でその重みを改めて実感することとなりました。

税理士とチームでスキーム構築 勉強会が親子の対話の場に

承継は税理士の方のお力を借りて進めました。弊社の場合、日常の税務申告を担う顧問税理士とは別に、事業承継を専門にサポートしていただくチームを組んでいました。先代の意向もあり、株式の集約や承継スキームについて、長期的な視点でアドバイスをいただけたのがありがたかったです。

特に助かったのは、税制改正のタイミングを逃さず、新しい制度を迅速に提案していただけたこと。例えば、平成15年に創設された「相続時精算課税制度」も、かなり早い段階でアドバイスをいただき活用しました。当時の株価で評価を固定し、計画的に株式を移していくことができたのは大きな利点でした。

また、種類株式の発行も重要な戦略でした。議決権と資産価値を切り分けた設計にすることで、早い段階で経営の主導権を次世代へ移すことができたのです。こうした手法は、やはり専門家の知恵があってこそ実現できたものだと思います。

もう一つ、父と対話できる機会が作れたことも良かったと思っています。父は寡黙なタイプだったので、私と二人きりだとなかなか話さないです。そこに第三者である税理士の先生が入ってくださることで、客観的な視点が加わり、具体的なスキームをもとに将来の対話ができました。

事業承継の準備を始めた当初に関わってくださった方は既に亡くなられていますが、その後を引き継いだ先生も、私たちの想いをしっかりと汲み取ってくださっています。もう数十年の長いお付き合いですね。

鰹節の堅実さとだしの柔軟さで 本物の味を届け続ける

事業を受け継いでから17年が経ち、2026年3月、当社は創業327年を迎えま



次の世代に「継ぎたい」と思ってもらえる
環境を整えるのが、暖簾を預かる者の責任ですね

した。結果的に高津家が続けてきたファミリービジネスですが、私はその13代として暖簾を預かっている立場に過ぎません。にんべんの根幹となる部分は大切に、昔から続いてきた本物の鰹節をお届けし続けていきたいと思います。

現在、高付加価値の商品が伸びています。通常商品の1.5倍のだしを使うなど、作り方や素材に本当にこだわって作った商品なのですが、そのこだわりがお客様にも伝わっているのだとしたら嬉しいです。やはり我々は鰹節専門店というのが強み。今後も伸ばしていきたいですね。

それとともに、鰹節を使ったお料理や体験、サービスは時々に合わせて変えながら伝えていくのが、これからのにんべんの在り方だと考えています。新業態であるレストランや、お惣菜、お弁当などの事業は、その場でできた料理を召し上がっていただき、その体験を通して鰹節やだしを知っていただくためのものです。レストラン「日本橋だし場 はなれ」では、季節のだし炊き込みご飯が好評です。また、意外なことに、洋食にも和風のだしが合うので、卵焼きをスフレのように炊き上げ、そこにだし

をかける洋風のだし巻き玉子、「だし香るスフレオムレツ」などの新しい食べ方の提案をしています。

にんべんは多くの方から「鯉節のような堅い会社」と見られているのではないのでしょうか。私自身も堅実で実直な社風であると自負している一方で、「水やだしのような会社」でもあると思っています。液体は形を留めませんが、器に入れればその形に寄り添います。ゆっくりと触れば柔らかかでも、勢いよくぶつかれば確かな手応えを返します。時代の器に合わせて変幻自在に姿を変え、挑戦を続けていきますが、鯉節に軸足を置き、本質を失わない。そんな堅実さと柔軟さを併せ持った企業でありたいです。

「継ぎたい」と思える会社づくりこそ 13代の暖簾を預かる当主の責任

にんべんの当主として、私の一番の役目は次の世代につながるバトンを良い形で渡すことだと考えています。14代の候補としては4月から社会人になった息子がいますが、彼は就職活動をして、自分で決めた会社に入りました。やはり一度外で働くというのは大切だと思いますね。

息子からは明確に「会社を継ぎます」とは言われていません。でも、にんべんのことには気にしているようですし、私が当主として、会社の代表として何をしているかは理解しています。老舗を背負うプレッシャーも感じているようですが、外でしばらく働いて、外から「にんべん」という会社を見て、「この会社を継ぎたい」と戻ってきてくれれば嬉しいです。

事業承継において、税理士などの専門家の方々やはり必要な存在。実際に私が今までやってきたことは、土業の皆様からいただいたアドバイスや提案を実践してきた結果です。知識やスキルをもって、最善の策をアドバイスしていただけるというところに期待をしています。そして一緒に力を合わせて進めていきたいですね。

定番の「つゆの素」「フレッシュパック」のほか、素材にこだわり抜いた高付加価値商品も人気



東京・日本橋のCOREDO室町1にあるにんべん 日本橋本店。併設の「日本橋だし場 本店」や、COREDO室町2の「日本橋だし場 はなれ」では、鯉節のだしを使った食事メニューを楽しめる

「アツギ士業会®」のご紹介

●「アツギ士業会®」とは

事務所における「承継」の悩みや課題を共有し未来に向かうため交流の場を提供するコミュニティです。アツギ士業同士でざっくばらんに話し合い、気づきを持ち帰っていただける場でもあります。

- 交流できる! 普段関わり合いがない先生とも、ビジネスの有無にかかわらず交流できます。
- 相談できる! 抱えている課題について解結した経験のある先生や同じ課題を抱えている先生の話聞くことができます。
- 仲間ができる! 同じような年齢・立場・課題を抱えた先生同士で集まるため、価値観が近い仲間ができます。

●前回開催 (2026年2月5日)の様子

多くの先生にご参加いただき、レガシオフィスにて開催。「アツギが知っておくべきリスク」をテーマとしたワークショップの後は、懇親会にて「アツギ士業」同士、大いに語り合いました。



開催レポートは下記URLまたは左の二次元コードよりご確認ください
➔ <https://legacy.ne.jp/legacy-cloud/topics/4718/>

税

務

な

ん

で

も

教

室

ここ数年、日本人、外国人を問わず、個人の国際税務にかかわる相談を受けることが急増しています。相談の内容は、海外の証券口座等から生じる利子、配当、株式譲渡益の運用益や海外に保有する不動産から生じる賃貸収入や不動産譲渡益の申告方法です。本稿では6回にわたり、個人の国際税務にかかる基本的な事項について説明いたします。

1 居住形態と課税所得の範囲

個人の国際税務を考えるにあたり、一番大切なことは、その人の居住形態です。

日本の所得税法では、個人の納税者を非永住者以外の居住者（本稿では、永住者といいます）、非永住者及び非居住者の3者に区分しています。どの居住形態に該当するかにより、課税される所得の範囲及び税額計算の方法が異なるので、非常に重要な点で、ここが全ての出発点になります。

納税者の区分は、所得税法で次のように定められています。

居住者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう（所法2①三）。
非永住者	居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう（所法2①四）。
非永住者以外の居住者(永住者)	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人のうち非永住者以外の者
非居住者	居住者以外の個人をいう（所法2①五）。

2 住所及び居所の定義

(1) 住所については、所得税法では定義した規定はないため民法の住所の概念を借用し、「法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。」とされています（所基通2-1）。

客観的事実には、例えば、住居、職業、資産の所在、親族の居住状況、国籍などがあげられます。

(2) 居所については、所得税法では定義した規定はありませんが、一般的には、人が相当期間継続して居住しているものの、

その場所との結びつきが住所ほど密接でないもの、すなわち、そこがその者の生活の本拠であるというまでには至らない場所をいうものとされています。

3 住所の推定

所得税法施行令では、国内に住所を有すると推定される者及び国内に住所を有しないと推定される者について次のように定めています。

(1) 国内に住所を有する者と推定する場合
次のいずれかに該当する場合は、その者は、国内に住所を有する者と推定されます。

①その者が国内において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること（所令14①一）。

例えば、外国の親会社から派遣される外国人派遣社員（エキスパット）は、通常2～3年契約で来日します。この場合、契約で日本で1年以上仕事を行うことがあらかじめ決められているので、日本に入国した時から居住者として取り扱われます。

②その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において、生計を一にする配偶者その他の親族を有すること、その他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において、継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実があること（所令14①二）。

(2) 国内に住所を有しない者と推定する場合
次のいずれかに該当する場合は、その者は、国内に住所を有しない者と推定されます。

①その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること（所令15①一）。

例えば、2年契約で日本に駐在していた外国人派遣社員が、契約期間満了により母国で勤務するため出国した場合、国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有することとなるので、出国した日の翌日から非居住者として扱われます。

②その者が外国の国籍を有し又は外国の法令により、その外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないこと、その他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと（所令15①二）。

4 再入国した場合

国内に居所を有していた者が、国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間中、国内に配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして、居住者等の判定を行います（所基通2-2）。

5 居住形態判定における特例

(1) 公務員

国家公務員又は地方公務員は、国際慣例上、非課税とされる国が多く、どの国でも課税されないという状況を防ぐため、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなされます（所法3①）。

(2) 船舶又は航空機の乗組員

船舶又は航空機の乗組員の住所が国内にあるかどうかについては、その者の配偶者その他生計を一にする親族が居住している

地、又はその者の勤務外の期間中、通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定します（所基通3-1）。

(3) 学術、技芸を習得する者

学術、技芸の習得のため国内又は国外に居住することとなった者の住所が、国内又は国外のいずれにあるかは、その習得のために居住する期間、その居住する地に職業を有するものとして、所得税法施行令の規定（所令14、15）により推定します（所基通3-2）。

例えば、子女が米国の大学に留学した場合、いずれ日本に帰って来るので日本に住民登録を残したままにして出国した場合でも、所得税法上は、国内に住所を有しないものと推定されます。

(4) アメリカ合衆国の軍隊の構成員、軍属、それらの家族

アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本に滞在する期間は、日本の租税の賦課上、国内に居所又は住所を有しない期間として取り扱われます（日米地位協定13②、同1）。

例えば、米国軍人の配偶者が、英会話学校で講師のアルバイトを行った場合、報酬に対し非居住者として20.42%源泉所得税が課税されます。

※次号は、居住形態ごとの課税所得の範囲と課税のされ方です。

Profile

昭和52年慶應義塾大学法学部卒業後東京国税局採用。その後、昭和62年東京国税局査察部、平成3年国税庁広報課、平成7年東京国税局資料調査課（外国人担当）、平成11年麹町税務署国際税務専門官、平成20年渋谷税務署特別国税調査官（国際担当）、平成26年東京国税局主任税務相談官、平成27年太陽グラントソントン税理士法人入社、令和元年事務所開業。東京国税局在職中は、海外取引を行っている個人及び外国人に対する調査・指導・相談事務に長く携わってきた。

阿部行輝税理士事務所 税理士

阿部 行輝





税理士向け

商品名

消費税インボイス 令和8年度税制改正と 今こそ聞きたい基本の要諦

通常品 CD・ダウンロード・ストリーミング音声・ストリーミング動画：各11,000円／DVD：16,500円
※動画：DVD・ストリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストリーミングから選択

令和8年改正も解説！ 実務の落とし穴を 完全回避

本商品では、令和8年度税制改正の消費税インボイスの解説、並びにインボイスに向き合うにあたり改めて認識する重要ポイントを解説。本講座の最大の特徴は、制度の表面的な理解にとどまらず、実務家が現場で直面する「判断に迷うポイント」を網羅している点です。

講義では、改正による「2割特例」の個人向け延長や、免税事業者との取引に係る経過措置の緩和・期間延長といった最新動向をいち早くキャッチアップ。

さらに、実務で誤りやすい具体的なケースを深掘りします。例えば、金券ショップでの購入は「支払額」ではなく「正規料金」で控除を計算する独自のルールや、予約サイト経由の宿泊で領収書が出ない際の「宿泊明細書」による対応策など、知らなければミスに直結する知識を伝授します。

また、税理士会のデジタルシステム部でも活躍する金子先生ならではの視点で、AppleやGoogleを通じた「プラットフォーム課税」の仕組みや、暗号資産の金融商品化がもたらす課税売上割合への影響など、一步踏み込んだ論点も明快に解き明かします。

多忙な税務担当者の頼れるパートナーとして、実務の不安を自信に変え、確実な税務処理を可能にする1時間の凝縮講義です。

金子真一税理士事務所代表 税理士

金子 真一

Shinichi Kaneko

講師
Profile

金融機関で28年、その内、主に会計、税務業務の担当に25年間従事。退職後、税理士として独立開業。「プレイングマネージャーとして多忙な税務課長」をサポートする、気軽に相談できる専門家を目指して取り組んでいる。

組織再編・応用編 非適格・現物分配と 株式交換・移転 全2巻

●第1巻：中小企業で使える応用編と非適格の課税関係 ●第2巻：手仕舞い型再編と株式交換・移転の選択

通常品 CD・ダウンロード・ストリーミング音声・ストリーミング動画：各巻11,000円／DVD：各巻16,500円
※動画：DVD・ストリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストリーミングから選択

「知らなかった」では 済まない 組織再編の罠

組織再編税制は、一步間違えれば多額の課税や損害賠償を招くリスクを孕んでいます。そこで本動画・音声セミナーでは、中小企業実務で遭遇する「組織再編の応用論点」を具体的事例で分かりやすく解説します。そもそも複雑な税制で、さらに応用編ですが、あくまで、顧問先の中小企業で実際に使えるものを厳選しています。

第1巻では、非適格再編における時価承継の仕組みや、不動産貸付子会社の合併で陥りやすい「事業継続要件」の盲点を解説。また、専門家でも失念しがちな「みなし配当」の発生条件や、譲渡所得の繰延べの理屈を整理し、実務での致命的なミスを防ぐ視点を養います。

第2巻では、M&A前に「適格現物分配」を活用して譲渡損を創出する高度なスキームや、株式交換・移転を用いた株価圧縮の有効性と否認リスクを検証。特に再編直後の配当において、受取配当等の益金不算入が制限される「所有期間判定」の罠など、損害賠償事例にもなった注意点まで網羅しています。

「専門外だから」と遠ざけるのではなく、リスクを予見し、適切に専門家へ橋渡しができる知識を持つことが実務家として必要です。複雑な再編実務に対し、依頼者の信頼に応えるための「確かな判断基準」を本セミナーで習得してください。

白井税理士事務所 税理士

白井 一馬

Kazuma Shirai



講師
Profile

昭和47年大阪府藤井寺市生まれ。平成15年税理士登録。石川公認会計士事務所（現・税理士法人STM総研）、税理士法人ゆびすいを経て、平成22年白井税理士事務所開設。新しい知識を得てそれを知恵として仕事に活かすことを目標にしている。

5月の新商品ラインナップ

商品名

「お尋ね」の実態と回答法
課税庁の狙いを見抜く！



「お尋ね」の意図を読み解き、調査を防ぐ！



阿部 行輝

阿部行輝税理士事務所
税理士

商品名

消費税インボイス 令和8年度税制改正と
今こそ聞きたい基本の要諦



令和8年改正も解説！ 実務の落とし穴を完全回避



金子 真一

金子真一税理士事務所代表
税理士

商品名

GWに所長父急逝
42歳でいきなり事務所を引き継いだ



実録！2代目税理士の承継と組織運営



中島 由雅

中央税務会計事務所
所長・税理士・CFP®

商品名

税理士事務所のフルリモート経営
人手不足時代の新事務所づくり



5年で60名体制！ フルリモート経営の極意



吉岡 伸晃

株式会社BIZARRO
公認会計士・税理士

商品名

組織再編・応用編
非適格・現物分配と株式交換・移転 全2巻



「知らなかった」では済まない 組織再編の罠



白井 一馬

白井税理士事務所
税理士

商品名

シリーズ 令和6年改正家族法
第1回 全体像



これだけ変わった！ 令和8年4月施行後の実務



中里 妃沙子

弁護士法人
丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士

商品名

薬機法の基礎網羅 製造・販売・広告
チェック漏れ防止の要点



2025改正に対応！ 実務のミスを未然に防ぐ



永木 琢也

松田総合法律事務所
弁護士

会社法務の落とし穴① 株主名簿の重要性

中小企業や同族会社で見落とされがちな「株主名簿」。その内容や意義を十分に理解していないと、株主権の争いや役員
の責任に発展するなど、思わぬ法的リスクが潜んでいます。

株主名簿の作成義務と 中小企業の現状

株式会社は、会社法上、株主名簿の作成と本店での備置が義務付けられています（会社法121条、125条1項）。株主名簿とは、株主や株式に関する事項を明らかにするために会社法上作成が義務付けられている帳簿のことで、会社にとって重要な基礎資料です。しかし多くの中小企業では、株主名簿がそもそも作成されていなかったり、法人税申告書の別表二「同族会社等の判定に関する明細書」を株主名簿の代わりと誤解している例が見られます。しかし、別表二は株主名簿の代用にはならず、法的に株主名簿とは認められないので、株主名簿は別途作成する必要があります。

株主名簿がもたらす法的効力

株主名簿は単なるリストではなく、重要な法的効力を持つ書類です。例えば、株式の譲渡は株主名簿への名義書換をしなければ会社に対して対抗することができません（会社法130条）。また、会社はたとえ株主が交代した事実を知っていても、名義書換が行われない限り株主名簿上の人物を正当な株主として扱えば足りません。さらに、株主名簿に記載された住所宛てに会社が

通知・催告を送れば、たとえ本人に届かなくても「通常到達すべき時」に到達したものとみなされます（会社法126条2項）。この通知・催告の到達擬制によって、株主の住所変更失念などによる連絡不達のリスクを会社側でカバーできるのです。

株主名簿未整備・不備によるリスク

株主名簿を作成せずに放置したり、会社法121条各号に規定する必要的記載事項が抜け落ちている場合は注意が必要です。まず、適法な株主名簿が作成されていない場合、役員が善管注意義務違反で責任を問われる可能性があります。さらに、必要な記載事項を欠く不完全な株主名簿は無効と解される場合があり、その場合には株主名簿の法的効力を享受できなくなるおそれがあります。例えば、名義書換がなくとも株式の譲渡を会社に対抗できてしまうおそれがあり、その場合、誰が本当の株主かを巡って会社と当事者間で争いが発生する可能性もあります。

また、株主名簿は、事業承継やM&A等の場面において、株主を把握するための最も基本的な資料であり、杜撰に管理されている場合には、会社の信用を失い、取引がブレイクすることにもつながりかねません。株主名簿は蔑ろにされがちですが、上記のとおり、後に責任を問われたり、紛争の火種となる可能性がある重要な書類なのです。

「本道場」は、税理士が知っておくべき「法務」のポイントを弁護士が解説します。顧問先支援に必要な法務知識や税理士業務におけるリスクにつながる法務知識をお伝えします！

税理士が知っておいてほしい 法務道場

第1回



牛島総合法律事務所 弁護士

山内 大将

牛島総合法律事務所パートナー。M&A、不動産ファイナンス、会社関係訴訟を中心に、支配権争い、不祥事対応、コンプライアンス、国際取引等を幅広く手がける。第二東京弁護士会・ニューヨーク州弁護士。

今号のまとめ

- ・ 株主名簿は、株主名簿の法的効力を享受し、責任追及を回避する観点から非常に重要。
- ・ 株主名簿の必要的記載事項が記載されていない場合は、株主名簿として無効となるおそれがある。

デジタルで作成した遺言を法務局で保管する「保管証書遺言」は4月に閣議決定され、デジタル遺言制度の実現が現実味を帯びてきました。レガシィでは、揉めない相続の実現と日本の遺言文化の刷新を目指し、遺言アプリ「AIユイゴンWell-B」を開発・ローンチしました。目標は、日本の遺言作成率を9%から50%へ。

ゴンさん：カランコロンカラン。いらっしゃ～い…あ、ユイ先生、先日の確定申告ではお世話になりました！

ユイ先生：今年はいくつかの論点あったわよね！だから、いちごパフェ大盛3つで！

ゴンさん：えー！前は2つだったのに！

ユイ先生：欲望には際限がないのよね。相続でも一緒よね。あ、相続といえば、この間のお父さまの遺言の話、途中まで作って止まっていたってことだったけど、その後どうなりました？

ゴンさん：それが驚いたことに、また再開したんですよ。

ユイ先生：え、すごい！前回マダナイ君が「気持ちを整理する作業は、心のエネルギーを使うし、途中で止まるのも自然。気持ちが整ったタイミングで、また続けられるよ」と言っていたけど、気持ちが整ったんですか？

ゴンさん：はい。どうすれば気持ちが整うか、マダナイ君にまた相談したんです。そしたら「付言事項のタネを書いてみたら？たとえば、感謝したい人は？」って。

ユイ先生：あ、それ正解なやつだ！「誰に何をどんな思い出とともに伝えたい？」って感じでしょ？

ゴンさん：はい。そしたら、母に「結婚してかわいい子供まで産んでくれて、ありがとう」って自然と書けたみたいなんです。

ユイ先生：きゃー、って自分で「かわいい」って言ってる（笑）

ゴンさん：いえいえ、しかもイケメンで、カ

ユイゴン書く元気だね

このコラムは、遺言と向き合う人々の物語である。

第3回



登場人物

ユイ先生：父から事務所を引き継いだアトツギ女性税理士。シニア顧問先多数。甘党。

ゴンさん：両親のカフェを引き継いだ50代男性。ユイ先生の顧問先。

マダナイ：AIユイゴンWell-B内で働く猫。最新AIなのに昼寝の稼働率が高い。

フェまで継いでくれて、ユイ先生もベタ惚れな息子に育ててくれてって。

ユイ先生：こらこら、調子に乗らない！でも、なんでそれだけで再開できたのかしら？

マダナイ：たぶん「正しさ（法律や配分）」より先に「伝えたい気持ち」を言葉にできたからだにゃ。付言事項は、形式よりも「その人の声」が出ると一気に進みやすいにゃ。

ユイ先生：あらマダナイちゃん、もっともなこと言うわね。確か相続では数字の「勘定」より心の「感情」が大事だってレガシィさんも言っていたわ。あ、そういえばレガシィさんの新卒メンバーでは、マダナイちゃんのイントネーションをめぐって議論しているらしいわ。

マダナイ：え、そんな話を聞いたことはマダナイ！ぶんぶん！

ゴンさん：マダナイちゃん、ダジャレも言えるんですね！

ユイ先生：私たちの名前もつなげるとユイゴンになるし、作者に似たのね（笑）

ユイ先生のまとめ

シニア世代の顧問先から遺言の相談を受ける際、なかなかどう分けたいかわからないという悩みを聞くことも多いかと思えます。そんなときは無理に書かせず、いったん付言事項を書いてみてはどうでしょうか？と案内するのがオススメです。付言事項こそ自由作文で一見悩みそうですが、例文として「自分が緊急入院したとき、仕事を休んで病院に駆けつけてくれて嬉しかった」など示すと、ふと心の声呼び覚まされてきて、また書けたりするものです。「分け方」に悩む前に、「伝え方」から始める。これが再開の鍵です。こんな経験「マダナイ」方はぜひお試してみてください。



アプリのダウンロードはこちらから!!



税理士法人レガシィ
代表社員税理士・
公認会計士・行政書士
天野大輔

慶應義塾大学大学院文学研究科修了。富士通エフ・アイ・ビー（現 富士通Japan）、監査法人よつば総合事務所（現 みつぎコンサルティンググループ）を経て、2015年よりレガシィマネジメントグループに参画。両親から事業を承継し、2021年より現職。SE経験を背景に、

「Mochi-ya」「相続のせんせい」「サムシナ」、デジタル遺言アプリ「AIユイゴンWell-B」を企画・リリース。近著『100億円相続事典』（2024年、日経BP社）。2023年よりYouTube「相続と文学」を運営し、2025年に『税務弘報』で「文学で学ぶ相続の知恵」を連載。

The Professional Interview

「The Professional Interview」では、地域に密着し、地域を支え、「元気」を発信している土業の先生をご紹介します。

黒字⇒川口先生 赤字⇒レガシィ

「面白そうな未来」を仲間と共に作る。
あざぶ法律事務所の川口洸太郎先生が語る、AI時代の弁護士像



あざぶ法律事務所
弁護士

川口洸太郎

DATA

あざぶ法律事務所
弁護士
川口洸太郎 先生
HP: <https://www.law-azabu.com/>

YouTubeでも活動されていますね

法律問題を解説するYouTubeチャンネル「正直弁護士こうたろす」を運営しています。特に視聴者のお悩み解決につながる動画に力を入れていて、難しい法律の概念を視覚的にもわかりやすく表現する工夫をしています。1本30～40分ほどの動画を作るために、5時間ほどかけることもあります。手間をかけても本当に役に立つコンテンツを作り続けたいですね。

依頼者の方と接する際もYouTubeの動画と同じように、お困りごとに寄り添いたいと考えています。最近では、新規でご相談に来る方の多くはYouTubeがきっかけで、「いつも見えます！」と友達のようなテンションで来てくださるんです。単なる知識の提供だけでなく、僕自身のキャラクターに共感し、安心感を持ってくださっているとと思うので、こうした方々との対話を今後も大切にしていきたいです。

力を入れている取り組みは何ですか？

まず「法律業務におけるAIの活用」です。生産性の向上だけでなく、既存の弁護士業務をAI在りきの仕組みとしてどう設計するか、毎日アイデアを練っています。AI関連に積極的に投資することで、今後何か革新的な使い方が見えてくるのではと思います。

また、「仲間づくり」にも注力しています。AIがどれだけ発達しても、人間だからこそ提供できる価値は必ず残るはず。事務所を一緒に作ってくれる気概のある方々と、刺激を受け合いなが

ら働きたいですね。そのために心がけているのは、事務所内のコミュニケーションをオープンにすること。売上などの情報もすべて共有し、僕自身の知らない部分もさらけ出して、「この職場なら自分を出しても大丈夫だ」と思ってもらえれば、心理的安全性が高まり、より主体的な対話が生まれるはず。弁護士業務は暗黙知が多いので、対話を通じて暗黙知を集合知に変えていく作業が不可欠と考えています。

今後挑戦したいことはありますか？

今後の組織づくりにおいて、従来のピラミッド型ではなく権限が分散された新しい座組を作りたいと考えています。いわゆるティール組織というものですが、ここ10年はこの理論だけには有名になる一方、実践できている組織は多くなかった認識です。ところが、詳細は割愛しますが、AIの登場で、いよいよこの組織の座組が今後浸透していくのではと考えています。働く側に強い当事者意識が生まれる体制を作って専門性を磨いてもらいつつ、少人数のチームを主体的に率いてくれる弁護士がいれば、上流の仕事からどんどん任せたいですね。集客のための広告費を削減できたら、その分は働く人にしっかり還元していきたいです。

もう一つは、「情緒的な価値の提供」です。これからの時代、単なる法律の知識ならAIが答えてくれるからこそ、知識やスペックの競争ではなく、個人のキャラクターを出す必要があります。とはいっても、いきなり自分をさらけ出すことには抵抗があると思うので、まずは、僕自身のキャラクターを見せて、「この先生だから」と、共感をベースに選んでいただけるような集客や採用に挑戦したいですね。

取材対象者募集しています！
「先生の取組をお話しませんか？」

ご興味のある方は下記連絡先まで
税理士法人レガシィ・株式会社レガシィ
担当：高橋智美 t.takahashi@legacy.ne.jp



このコーナーでは、レガシィが運営する「税務調査研究会」で解決した質問を特別に1問だけ、お見せします。

生前贈与された不動産を売却しましたが、取得費に「贈与時の評価額」は使えますか？

令和8年中に、父親から生前贈与（相続時精算課税制度を適用）を受けた不動産を2,500万円で売却しました。この物件は、令和7年に対象不動産の評価額を合計1,200万円として相続時精算課税の申告を行ったものです。申告の際には、1,200万円から基礎控除の110万円を差し引いた「1,090万円」が課税価格となり、将来の相続時にはこの額が持ち戻されて相続税が計算されると説明を受けました。今回、この不動産を売却して譲渡所得の申告をするにあたり、取得費を計算しなければなりません。父親が昔に購入した物件のため当時の価格が分からず、このままでは売却価格の5%（125万円）しか経費にできないと言われました。しかし、将来の相続税のベースとなる「課税価格 1,090万円」を、今回の譲渡所得の計算においても取得費として認めてもらうことはできないのでしょうか。

A 結論から申し上げますと、ご質問の「相続時精算課税における課税価格（1,090万円）」を取得費として計上することは認められません。

譲渡所得の計算における「取得費」とは、原則としてその資産を取得するために実際に支出した金額を指します。贈与によって取得した場合の扱いは以下ようになります。

1. 取得費は「父親の購入価格」を引き継ぐ

贈与（相続時精算課税の適用を含む）によって取得した資産を売却する場合、所得税法の規定により、贈与者である「父親がその資産を買入れた当時の取得費」をそのまま引き継いで計算することになっています。

2. 取得費が不明な場合は「概算取得費」を適用

父親が物件を購入した際の契約書や領収書が紛失しており、実際の取得費が証明できない場合には、「売却代金の5%（2,500万円×5%＝125万円）」を取得費として計算する「概算取得費」のルールを適用することになります。

3. 相続税の評価額と所得税の取得費は別物

ご指摘の「1,090万円」という数字は、あくまで贈与税や相続税を算出するための「計算上の評

価額」です。所得税法上の「実際に支払った代金（取得費）」とは法的な性質が異なるため、残念ながら譲渡所得の計算に流用することはできません。

4. 取得費加算の特例の対象外

相続により取得した財産を売却した際、支払った相続税額の一部を取得費に加算できる特例（相続財産の譲渡所得の特例）がありますが、本事例のように「相続開始前」に贈与物件を売却した場合は、相続税額が確定していないため、この特例の適用を受けることもできません。

根拠条文

- 所得税法 第38条（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）
- 所得税法 第60条（贈与等により取得した資産の取得費等）
- 租税特別措置法 第31条の4（長期譲渡所得の概算取得費控除）
- 措置法通達31の4-1
- 租税特別措置法 第39条（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例）

※本記事は実際の質問のエッセンスを利用し、大幅に改変、一般化したモデル事例です。また、令和8年度税制に基づきます。実務への適用の際は個別事情を考慮し、慎重にご判断ください。

税務調査研究会
とは？

税務調査研究会とは、株式会社レガシィが運営する税理士の会員組織です。適正・適法に納税している納税者を守る税理士先生の実務をサポートするために税務調査や実務に関する情報提供に加え、会員の皆さまからのご質問にも回答させていただいております。

詳しくはこちら



ニュース & カレンダー

5月

このページでは5月の税務トピックや注目ニュース、そしてレガシィからのお知らせをご紹介します!

今月の税務・労務トピック

5月11日 (月)	源泉所得税・住民税の納付 4月分源泉所得税および住民税の特別徴収税額の納付期限（10日が日曜のため）
5月15日 (金)	特別農業所得者の承認申請 特別農業所得者の承認申請期限
6月1日 (月)	3月決算法人の確定申告 法人税・消費税・法人事業税・法人住民税の申告・納付期限（5月31日が日曜のため）
	住民税決定通知書の送付 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定通知期限（5月31日が日曜のため）
	自動車税・軽自動車税の納付 都道府県・市町村から送付される納税通知書による納付（5月31日が日曜のため） ※一部自治体では6月末日のため注意が必要

レガシィイベント

5
20 (水)

第25回 会計事務所を いい状態にしたい研究会

税理士法人レガシィ会長天野隆と参加者（3名限定）で、ウェルビーイング対話カードを使い気楽に語り合います。



6
9 (火)

第4期 相続マスター講座 (1日目)

2023年に開始したレガシィの資産税業務の神髄を詰め込んだセミナーシリーズも4年目に突入。今回も相続税申告業務の開始から終了そして周辺まで、7日間の講義で完全解説いたします。



NEWS

税制改正

賃上げ税制 「教育訓練費の上乗せ措置」廃止



2026年3月末、通常国会において改正所得税法等が成立し、賃上げ促進税制における「教育訓練費の上乗せ措置（+10%）」の廃止が決定した。本改正は、2025年1月に会計検査院が公表した、教育訓練費の増加により税額控除額が減少する可能性があるという「逆転現象」の指摘を受けた措置である。

新ルールは、2026年4月1日以後開始事業年度（個人事業主は2027年分）から適用される。5月に申告期限を迎える2026年3月決算法人においては、現行の上乗せ措置を適用できる最後の事業年度となる。実務上は、外部講師への謝礼や研修委託費といった対象費用の計上漏れや、適用要件の充足状況について、最終的な精査が求められる。（2026年4月7日執筆）

お知らせ

顧問 × 専門の協働体制



●こんなことでお悩みではないでしょうか

1. 顧問先が金融機関などから提案をもらい顧問としての判断に迷っている
2. 顧問先の相続/事業承継対策について話が切り出しにくい
3. 財産規模が大きい顧問先の相続税申告で人手が足りない・申告リスクに不安がある

レガシィでは相続・事業承継の多様な選択肢を用意し、お客様のベストを見つけるお手伝いをしております。まずはレガシィに相談してみませんか？

お電話でのお問い合わせはこちら

0120-00-8377 (月～金 9:00～17:00)

※土日祝日は対応しておりません。

※お問い合わせの際に「元気だね通信を見ての問い合わせ」である旨、お伝えいただくと対応がスムーズになります。



AIユイゴン

Well-B

顧問先の遺言準備を前段でサポート
遺言相談の入口づくりと業務効率化に

AIで

遺言相談をスムーズに

※この広告の画像は生成AIで作成しております。

AI ユイゴン Well-B は、
顧問先との対話をAIがサポートし、
遺言書の草案づくりを事前に整理できる
スムーズな案件化と業務効率を高める
新しいアプリです。

AI ユイゴンが
遺言の作成を考えている
顧問先と、
士業の先生の
架け橋に

顧問先

- 不安
- 迷い
- 後悔

AI ユイゴンが担うこと

- 気持ちの整理
- 情報の言語化
- 心理的ハードル軽減
- 遺言書草案の検討・作成支援

士業の先生

税務観点を含む遺言書草案の総合適否判断、最終整備等（必要に応じ各分野の専門家連携）

承継計画・
遺言書完成



相続相談の“切り札”に！ AI ユイゴンの
税金影響シミュレーション機能を
ご活用ください。

本サービスは、弁護士法の範囲内で遺言書草案の作成を支援するものであり、法的判断を伴うものではありません。

大好評配信中！



アプリのダウンロードは
こちらから

元気だね通信
第266号
2026年5月1日発行

発行・編集：レガシママネジメントグループ
〒104-0028
東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 12階
TEL 0120-00-8377 FAX 03-3214-1718